祉給付金の支給につい

給するものです。 時的な措置として、 方々への負担の影響に鑑み、 き上げられたことに伴い、 平成26年4月から消費税率が8%へ引 臨時福祉給付金を支 所得の低い 暫定的・臨

支給対象者

ている方は対象になりません。 扶養されている場合や、生活保護を受け されていない方が対象となります。 平成27年度分町民税 ただし、町民税が課税されている方に (均等割) が課税

市町村にご相談ください。 力を理由に避難している方は、 対象となる方のうち、配偶者からの暴 お住いの

支給対象者ー人につき、6、000円

問合せ

保健福祉課

47 47 18007

申請手続

において住民登録がされている市町村と 申請先は、基準日 (平成27年1月1日

なります。

働省では、

給付金専用ダイヤルを設

問い合わせに対応するため、

厚生労

臨時福祉給付金に関する一般的な

「臨時福祉給付金」ダイヤル

厚生労働省

置しています。

あてに郵送してください 封筒も同封しますので、役場保健福祉課 9月から申請受付を開始します。 は、8月下旬に申請書を送付予定であり 支給対象者となる可能性のある方に 返信用

ださい。

運営時間 電話番号

午前9時~午後6時 0570-037-192

Į

Ę

祝日は除く

せは、左記専用ダイヤルをご利用く

制度の概要についてのお問い合わ

申請受付期間

9月1日(火)~11月30日 月

●給付金の受取方法

ます。 申請書に記載した指定口座に入金され

※振込後に支給要件に該当しないことが 判明した場合は、 給付金を返還してい

★臨時福祉給付金の支給を装った「振 り込め詐欺」などにご注意ください

ただきますので、ご留意ください。

振込を求められたり、個人情報を尋ねら たは最寄りの警察署にご連絡ください。 れたときは、迷わずに役場保健福祉課ま たった電話や郵便により、手数料などの 町や県、厚生労働省などの職員をか

運用状況 情報公開制度 傏 •

◆情報公開制度

平成26年度

町民の皆さんは、自分が「知りたい」と思 う、町にある情報を開示請求することができ ます。町は、その請求に対して積極的に情報 を公開していくことで、開かれた町政を実現 することを目指しています。

◆個人情報保護制度

町は、町民の皆さんの身近なところで仕 事をしていることから、多くの個人情報を 保有しています。そのため、個人情報の取 扱いについては細心の注意を払うよう努め ており、各担当課は個人情報を収集、保管 および利用している業務を町長へ届出して います。

【開示請求の件数】

美員会
件
件
件
件
件
件

【個人情報取扱事務届出件数】届出件数332件(平成27年3月31日現在)

実施機関	事務数
町長	250 件
教育委員会	62 件
選挙管理委員会	9件
監査委員	1 件
農業委員会	4 件
固定資産評価審査委員会	1 件
議会	5件

この制度では、町が保有する皆さん自身の個人情報について、開示・訂正・削除・目的外利用などの中 止を求める権利が認められています。

平成26年度においては、本人情報の開示請求件数は0件でした。

総務課 ☎47-8000 ■問合せ